

農業経営・就農支援センターについて

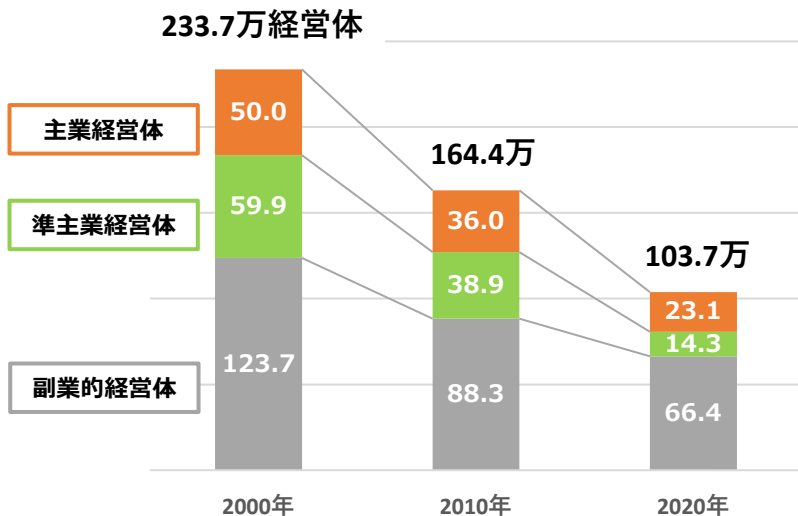
令和7年10月

MAFF
農林水産省

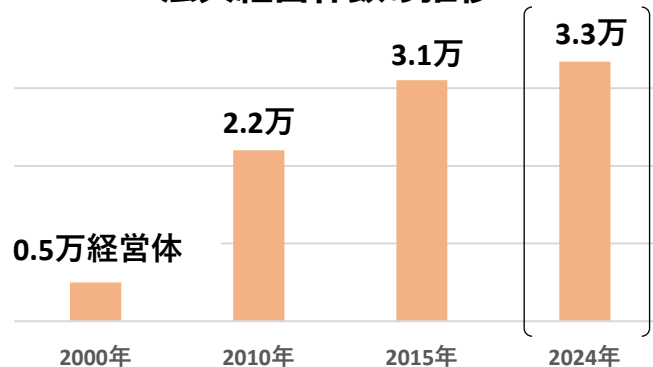
農業経営体数の推移・経営形態別のシェア

- 個人経営体は総じて減少し、特に副業的経営体が大きく減少。他方で、法人をはじめとした団体経営体数は着実に増加。しかしながら、2020年の個人経営体数は約100万、法人経営体数は約3万であり、経営体数は圧倒的に個人経営が多い。
- 多くの品目で主業経営体及び法人その他組織経営体が農業生産の相当部分を担う構造を実現。水稻及び果樹については担い手シェアは5割程度に留まっている。

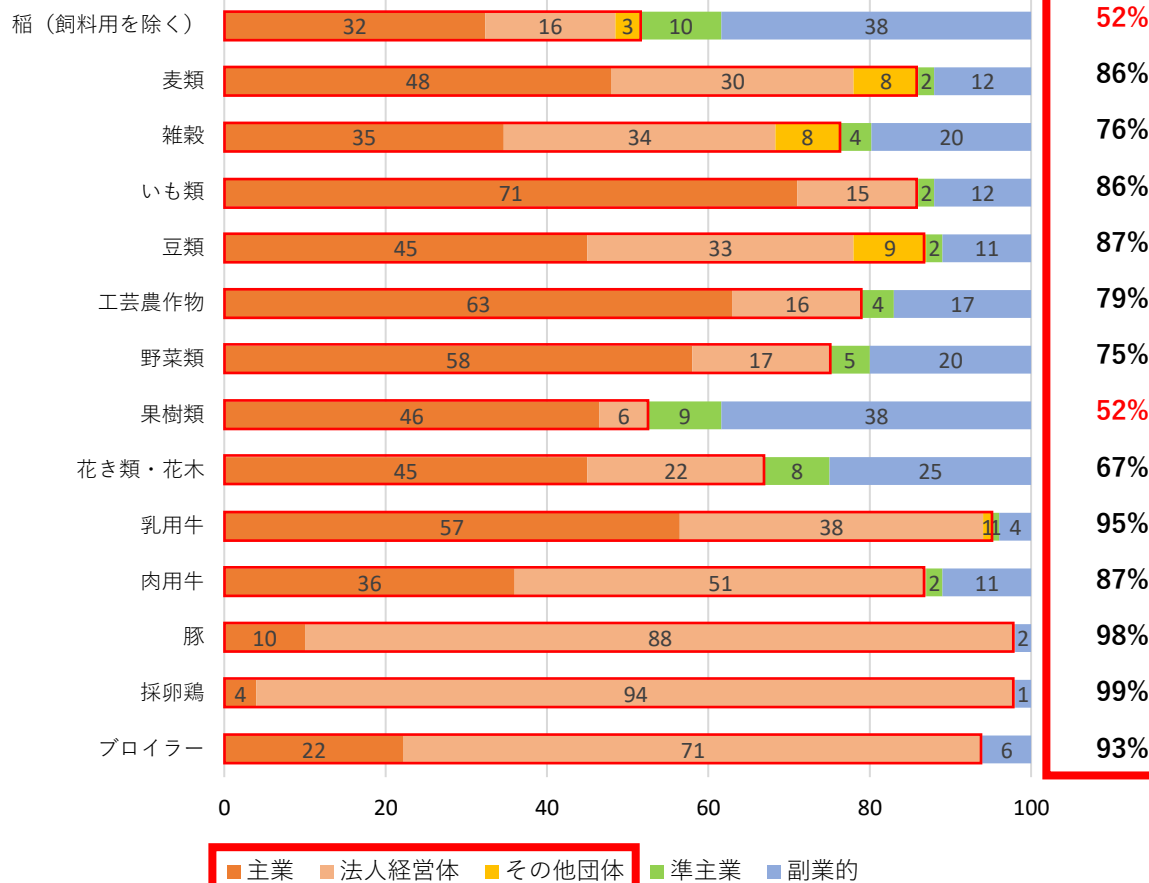
個人経営体数の推移



法人経営体数の推移



2020年の経営形態別シェア (作付面積、飼養頭数ベース)



資料：農林水産省「農林業センサス」（2024年のみ「農業構造動態調査」であり確報）
 上グラフにおいて、2000年及び2010年の主副業別経営体数は販売農家の数値
 下グラフにおいて、2000年には一戸一法人は含まない

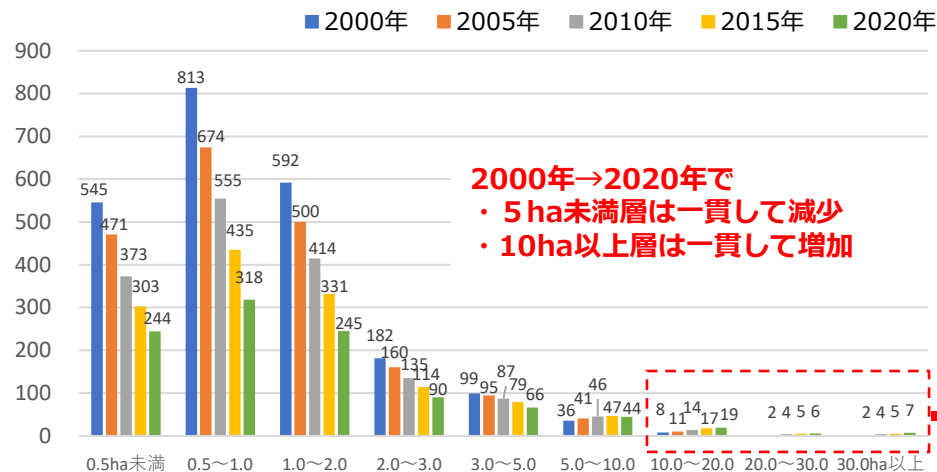
資料：農林水産省「農林業センサス」
 主副業別などシェアの数字については、四捨五入の関係でそれぞれの品目の和が
 100%にならない場合や、グラフ右欄の「主業+団体シェア」と一致しない場合がある。

経営耕地規模別経営体数の推移

- 都府県における経営耕地規模別の経営体数は2000年以降、5ha未満の経営体数は一貫して減少する一方、10ha以上の経営体数は増加。
- 2015年から2020年にかけての経営体数の変化率は、2010年から2015年の変化率と比べ、5ha未満層の減少率と20ha以上層の増加率が拡大。
- 特に大規模層ほど法人経営が占める割合が増加しており、30ha層では2015年に50%であった法人の割合は2020年には60%に拡大。
- これらのことから、離農した経営体の農地の受け皿となり農業法人の大規模化が進展していることがうかがわれる。

経営耕地規模別の経営体数の推移
(都府県：2000年～2020年)

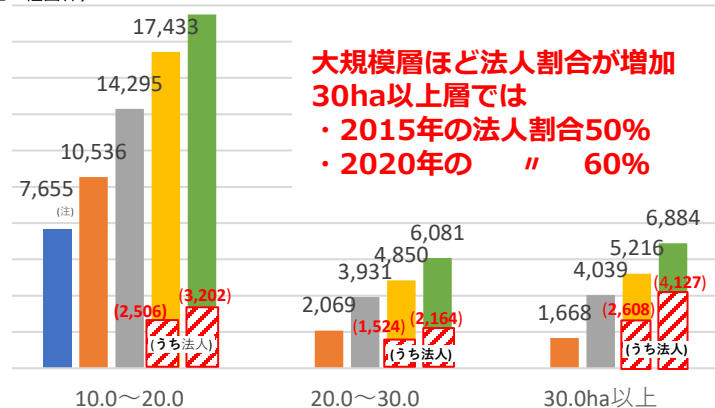
(単位：千経営体)



2000年→2020年で
・ 5ha未満層は一貫して減少
・ 10ha以上層は一貫して増加

10ha以上層のみ

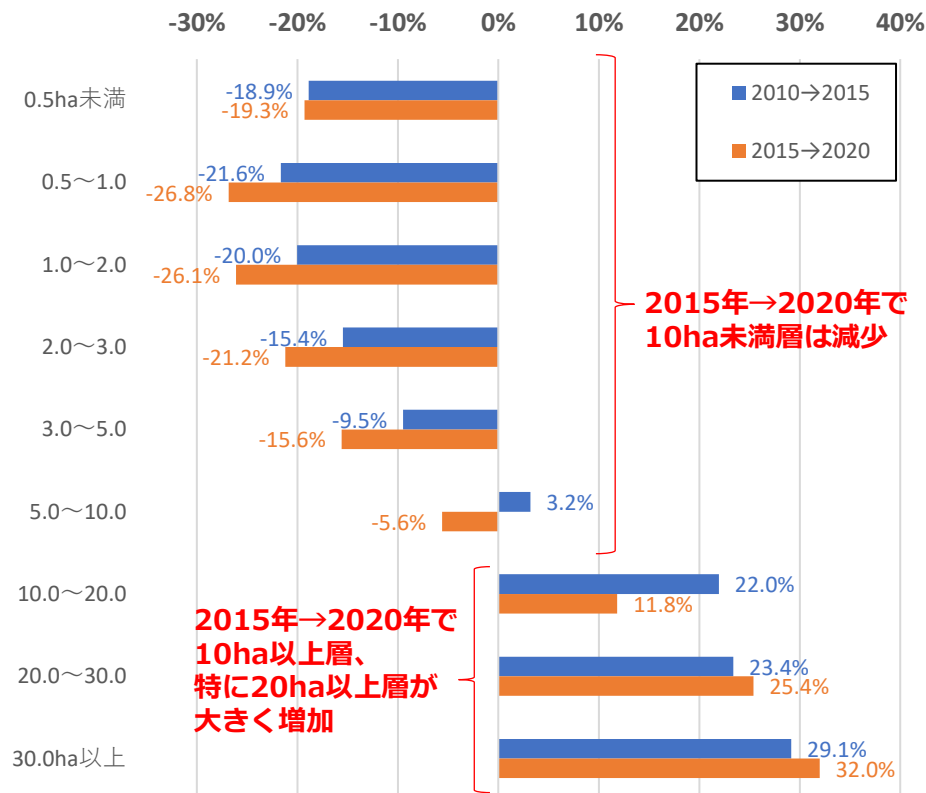
(単位：経営体)



大規模層ほど法人割合が増加
30ha以上層では
・ 2015年の法人割合50%
・ 2020年の " 60%

(注) 2000年における10.0～20.0haの値は10～15haと15ha以上の経営体数を合計して算出

経営耕地規模別の経営体数の変化率（都府県）



2015年→2020年で
10ha未満層は減少

2015年→2020年で
10ha以上層、
特に20ha以上層が
大きく増加

離農した経営体の農地を引き受けることによって、
経営体の大規模化が進展

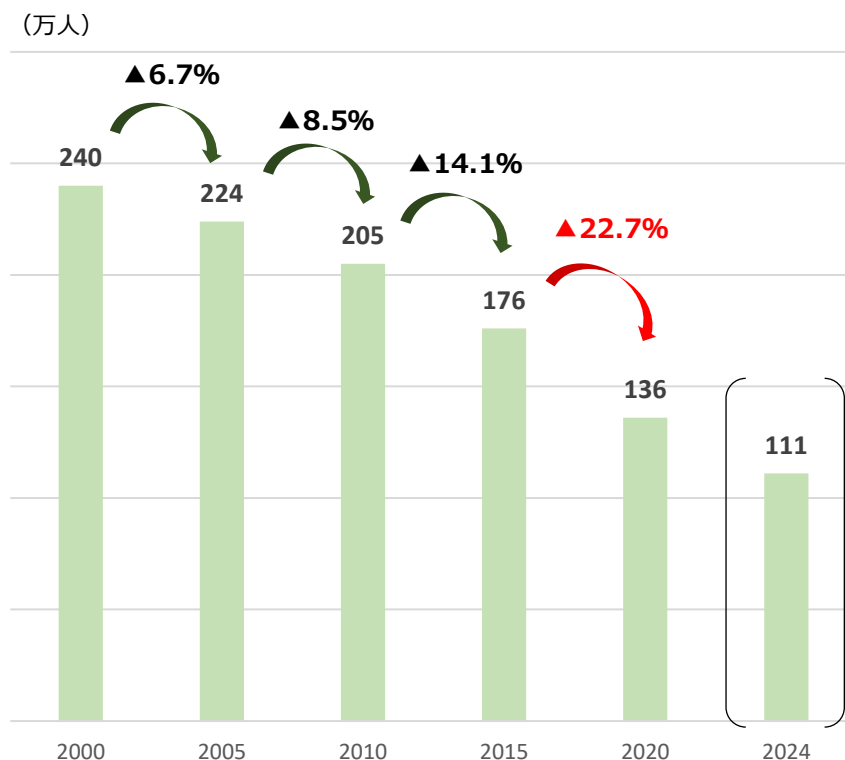
資料：農林水産省「農林業センサス」

注：2000年は販売農家、2005年以降は農業経営体の数値である。

基幹的農業従事者数の推移・年齢構成の動向

- 基幹的農業従事者数は2000年から20年間で、240万人から136万人に半減している。
特に2015年から2020年の5年間で2割以上減少しており、2000年以降で最大の減少割合となった。
- 基幹的農業従事者の年齢構成をみると、1960年時点で20歳代であった主力層が高齢化し、2000年時点での最多層を形成しており、2010年以降の最多層は70歳以上となっている。

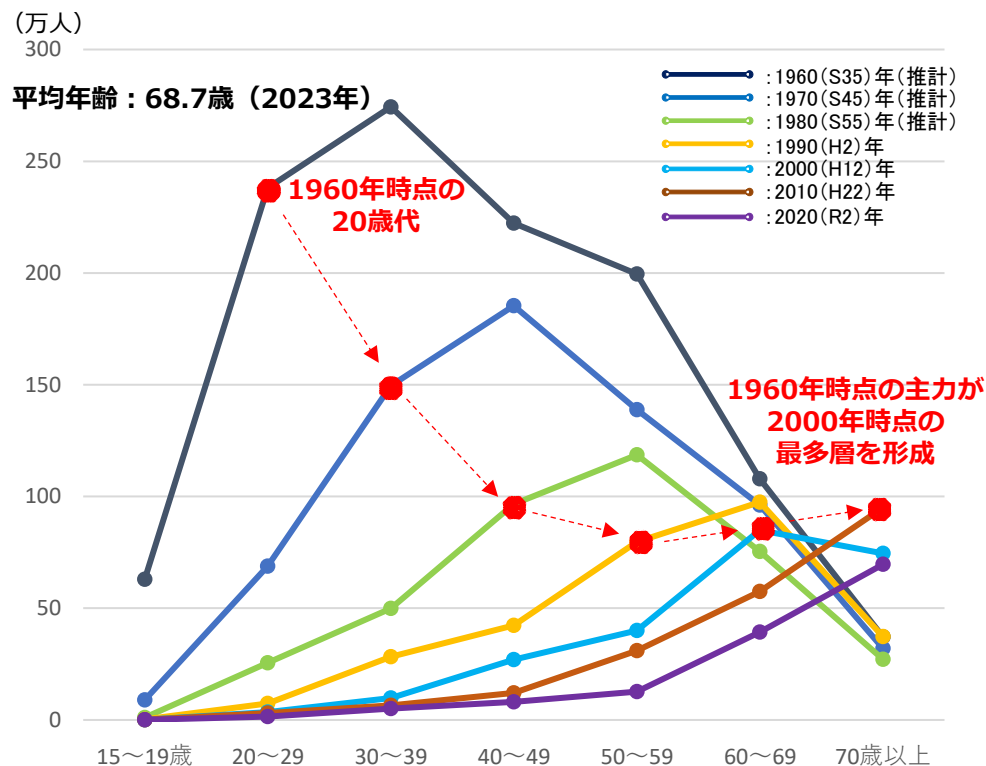
基幹的農業従事者数の推移



資料：

- ・ 農林水産省「農林業センサス」（2024年のみ「農業構造動態調査」であり各報）。
- ・ 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
- ・ 2010年までの数値は販売農家であり、2015年以降は個人経営体の数値であることに留意。

基幹的農業従事者の年齢構成の動向



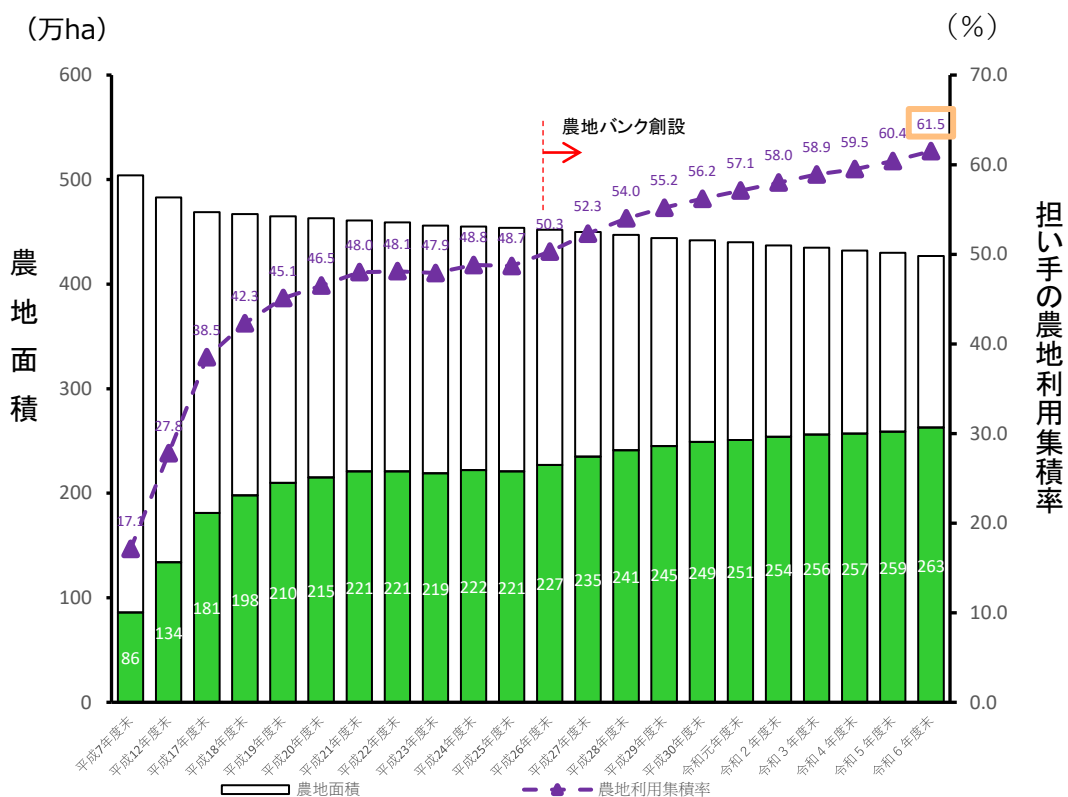
資料：

- ・ 農林水産省「農林業センサス」、総務省「国勢調査」により作成。
- ・ 基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。
- ・ 昭和35年は農業就業者数（国勢調査）の年齢構成から推計。
- ・ また、昭和55年以前は、平成2年の総農家と販売農家の比率（年齢階層別）から推計。
- ・ 平成2年までは、16歳以上、平成7年以降は15歳以上。

農地等をめぐる状況

- 我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念。
- 生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯圃の状況を解消して、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要。
- このため、農業経営基盤強化促進法等を改正（令和5年4月1日施行）

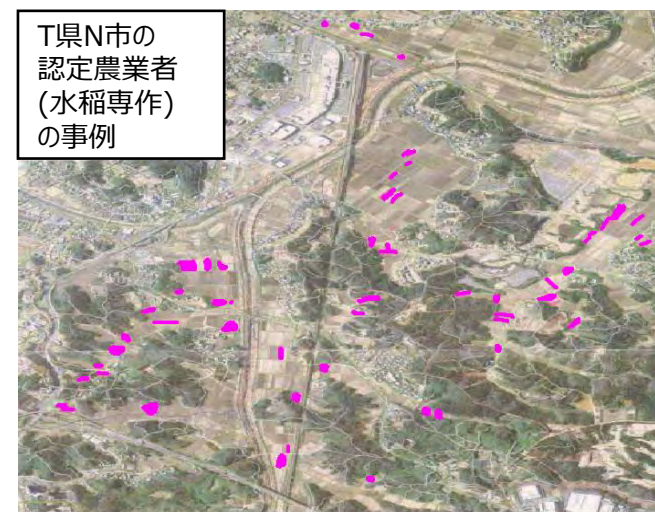
担い手の農地利用集積面積・集積率の推移



資料：農林水産省調べ

注：担い手の農地利用集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、市町村基本構想の水準到達者、集落営農経営が所有権・利用権・特定農作業受託により経営する面積

担い手であっても経営農地が小さな区画で分散(分散錯圃)

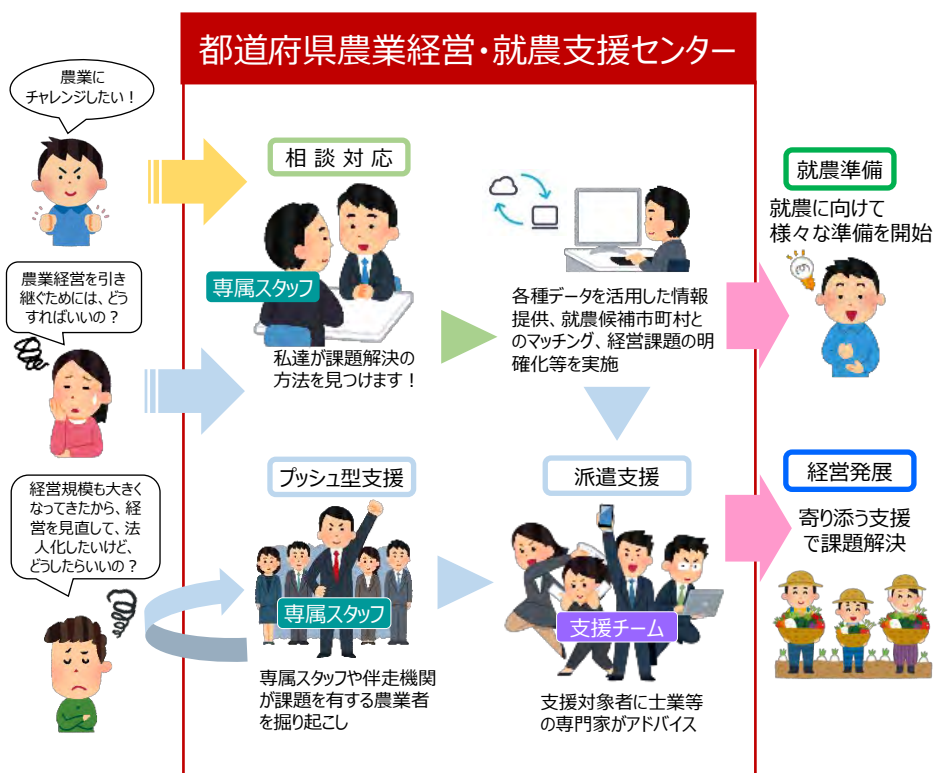


経営面積16.4haが、70か所に分散して存在
最も離れている農地間の直線距離は5km

農業経営・就農支援センター

- 都道府県知事が定める基本方針及び市町村が定める基本構想において、「農業を担う者の確保・育成」に関する事項等が改正農業経営基盤強化促進法に追加。
- また、都道府県は、農業を担う者の確保・育成のために必要な援助を行う拠点（農業経営・就農支援センター）を整備し、国等関係者は、情報の収集、連携協力等や援助に努めるものとされた。
- 農業経営・就農支援センターは、就農等を希望する者からの相談に対応し、希望者のニーズに応じた就農先市町村等を提案、紹介することで、円滑な就農を支援するとともに、農業者からの農業経営の法人化や継承などの相談に対応して課題解決に向けた指導・助言を実施。

農業経営・就農支援センターによる支援



農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）

（農業経営・就農支援センター）

第十一条の十一 都道府県は、その区域内において農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行う拠点（次条第一項において「農業経営・就農支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備するものとする。

- 一 経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）のために必要な助言、指導その他の農業経営に関する援助を行うこと。
- 二 新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下この条において「就農等希望者」という。）及び就農等希望者（法人を除く。）をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの相談に応じ、並びに当該者に対し、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の提供その他の援助を行うこと。
- 三 次条第一項の規定により提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じ、当該就農等希望者を市町村その他の関係者に紹介し、農業経営の開始又は農業への就業のために必要な調整その他の援助を行うこと。

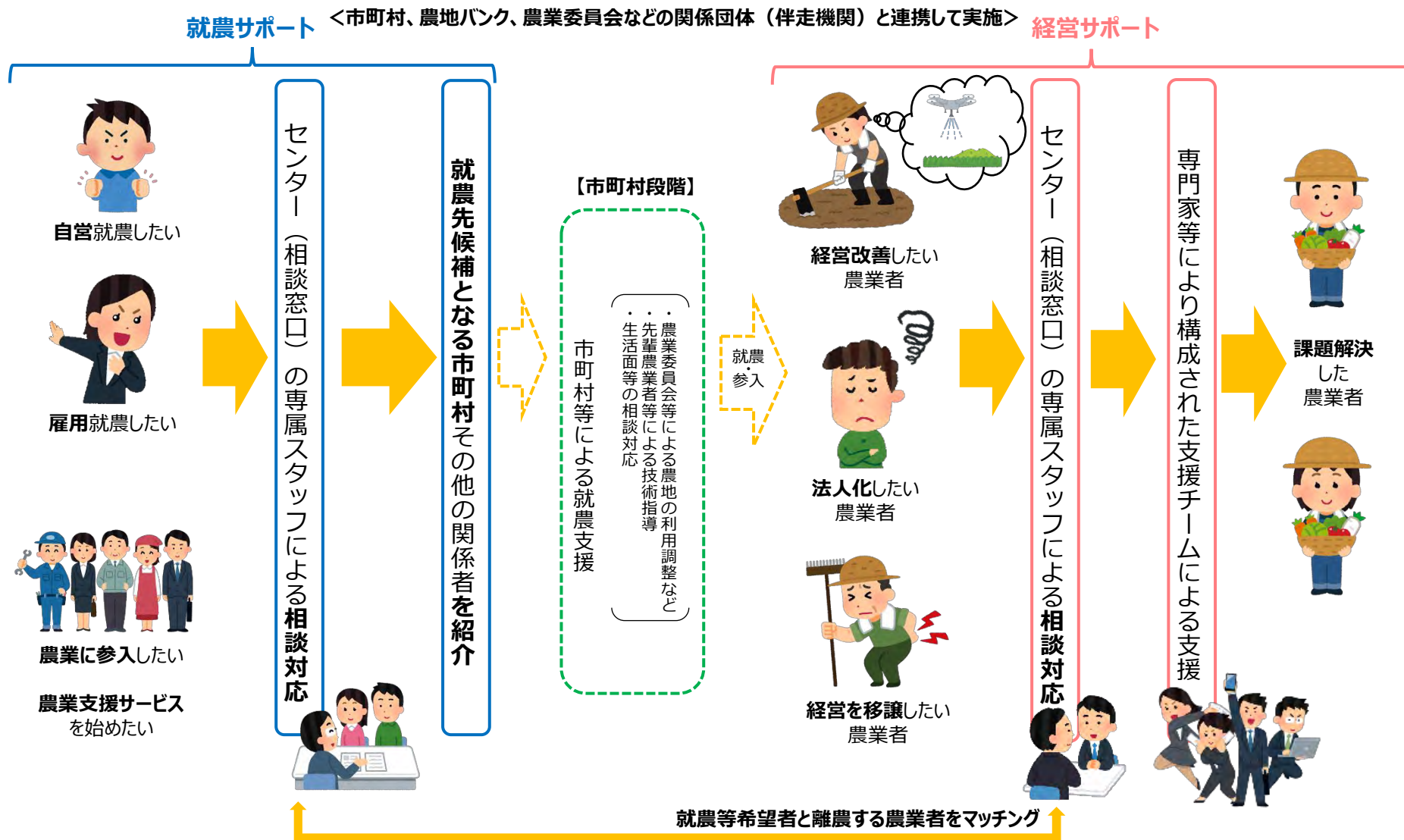
（農業を担う者の確保及び育成を図るための国等の援助）

第十一条の十二 国、地方公共団体、農業経営・就農支援センターとしての機能を担う者、農業委員会、農業委員会等に関する法律第四十四条第一項に規定する機構、農地中間管理機構その他の関係者は、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報を収集し、相互に提供するように努めるものとする。

- 2 前項に規定する関係者は、相互に連携協力し、次に掲げる措置を講ずるように努めるものとする。
 - 一 第十三条第二項に規定する認定計画の達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置及び農業経営の円滑な継承のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助
 - 二 第十四条の五第二項に規定する認定就農計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助
 - 三 前二号に掲げる措置のほか、農業を担う者の確保及び育成を図るために必要な情報の提供、農業を担う者に対する農用地についての利用権の設定等、農業の技術又は経営方法の習得及び農業経営の確立の支援その他の措置

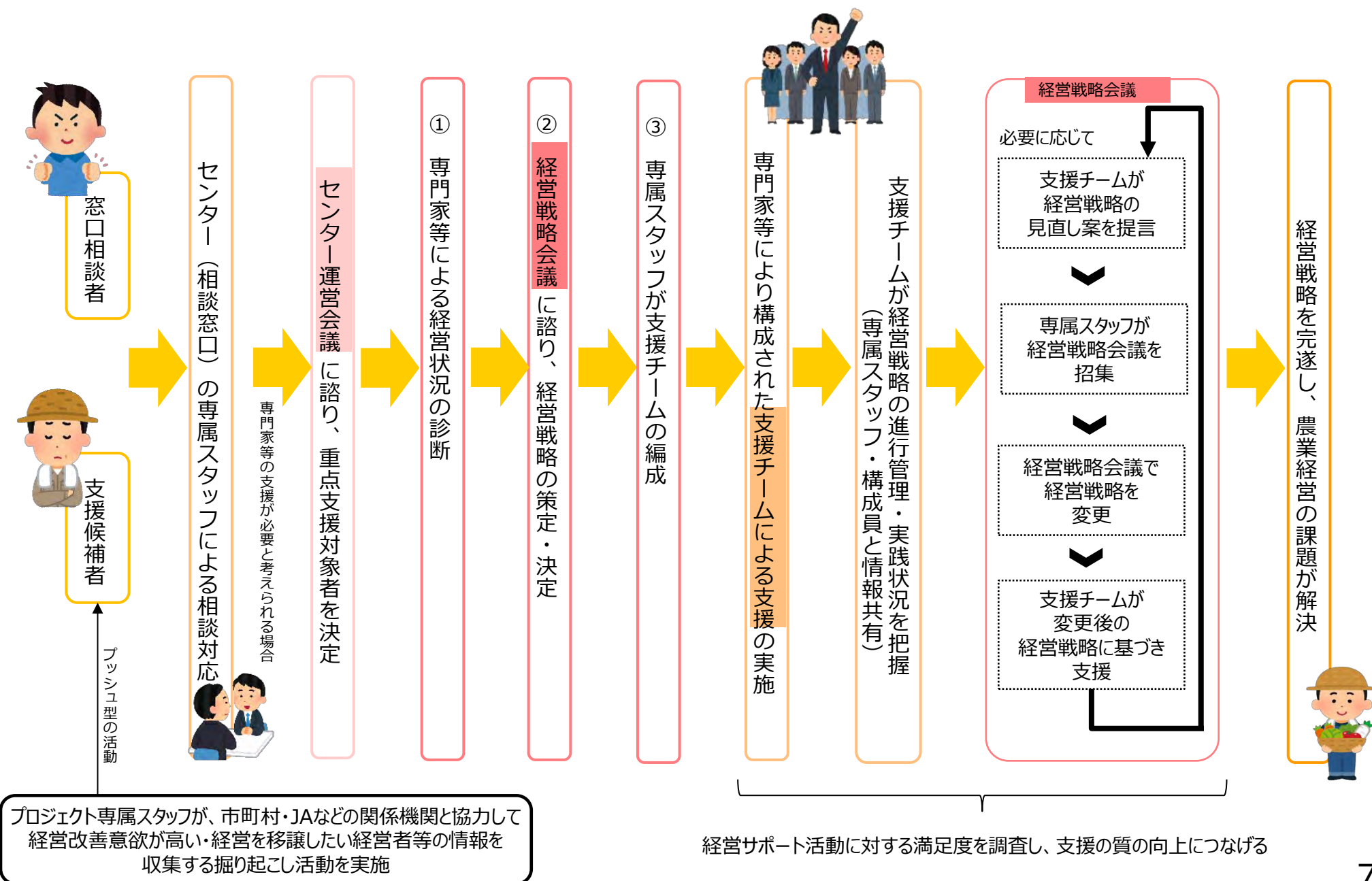
農業経営・就農支援センターによる支援（イメージ）

- 農業経営・就農支援センターは、都道府県段階で、農業を担う者を確保・育成するため、市町村や農業関係団体と連携して、①就農サポート（就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整など）及び②経営サポート（農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導など）を実施。



※上記のサポート活動のほか、就農相談会や就農フェア、経営セミナーの開催などを実施

農業経営・就農支援センターにおける経営サポートの流れ（イメージ）



農業経営・就農支援センターの体制（令和7年度）

- 就農サポート又は経営サポートの相談窓口を都道府県本庁に設置している都道府県は26道府県となっている。また、9都府県以外では普及指導センターなどの出先機関にサテライト相談窓口を設置。
- 都道府県が就農サポート又は経営サポートの相談窓口について委託等をしている相手先としては、両方の相談窓口を農業公社系統又は農業会議系統に委託していることが多い。なお、就農サポートの相談窓口のみでは農業公社系統、経営サポートの相談窓口のみでは農業会議系統又は農協系統に委託していることが多い。

都道府県本庁における相談窓口の設置状況

相談窓口	都道府県数	都道府県名
就農及び経営サポート	16	青森県、岩手県、茨城県、埼玉県、千葉県、山梨県、新潟県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、 広島県 、高知県、 佐賀県 、 熊本県 、大分県、
就農サポートのみ	4	北海道、 神奈川県 、愛知県、 大阪府
経営サポートのみ	6	秋田県、福井県、滋賀県、福岡県、宮崎県、鹿児島県
本庁の窓口設置なし	21	宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、 東京都 、長野県、静岡県、富山県、石川県、岐阜県、三重県、兵庫県、 島根県 、岡山県、 山口県 、徳島県、香川県、 愛媛県 、長崎県、沖縄県

(注) **赤字**はサテライト窓口を設置していない都府県を示している。

都道府県からの委託等による相談窓口の設置状況

相談窓口	都道府県数	都道府県名
就農及び経営サポート	25	北海道、 青森県 、 宮城県 、 宮城県 、 山形県 、 福島県 、 栃木県 、 静岡県 、 新潟県 、 石川県 、 福井県 、 岐阜県 、 三重県 、 京都府 、 大阪府 、 兵庫県 、 奈良県 、 岡山県 、 徳島県 、 香川県 、 香川県 、 愛媛県 、 高知県 、 熊本県 、 宮崎県
就農サポートのみ	19	岩手県 、 秋田県 、 茨城県 、 群馬県 、 埼玉県 、 千葉県 、 東京都 、 山梨県 、 長野県 、 富山県 、 滋賀県 、 島根県 、 山口県 、 福岡県 、 長崎県 、 佐賀県 、 大分県 、 鹿児島県 、 沖縄県
経営サポートのみ	14	岩手県 、 群馬県 、 東京都 、 神奈川県 、 長野県 、 富山県 、 愛知県 、 和歌山県 、 島根県 、 山口県 、 佐賀県 、 長崎県 、 大分県 、 沖縄県

(注) 1 委託等をしている相手先が複数あるため、都道府県数の合計は47にはならない。
2 **青字**は農業公社系統、**赤字**は農業会議系統、**緑字**は農協系統、**黒字**はその他を示している。

経営サポートの実施状況（令和6年度）

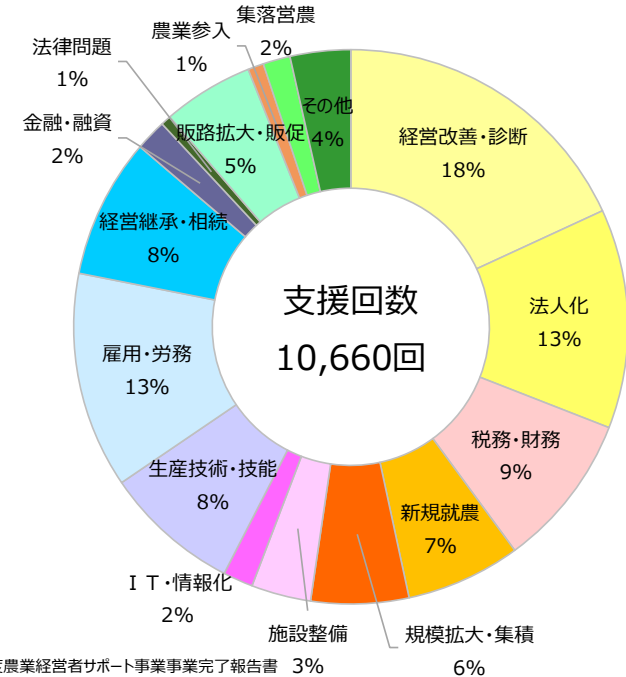
- 専門家により構成された支援チームを派遣するなどにより、3,285名の農業経営者に対して支援を実施。
- 経営相談の内容では、「経営改善・診断」が18%と最も多く、「法人化」が13%、「雇用・労務」が13%、「税務・財務」が9%と続いており、全体としては専門性が求められる相談が過半以上を占める。
- 登録されている専門家は全国で2,267名、資格別では税理士が23%と最も多く、士業で全体の約7割を占めている。

支援対象者数

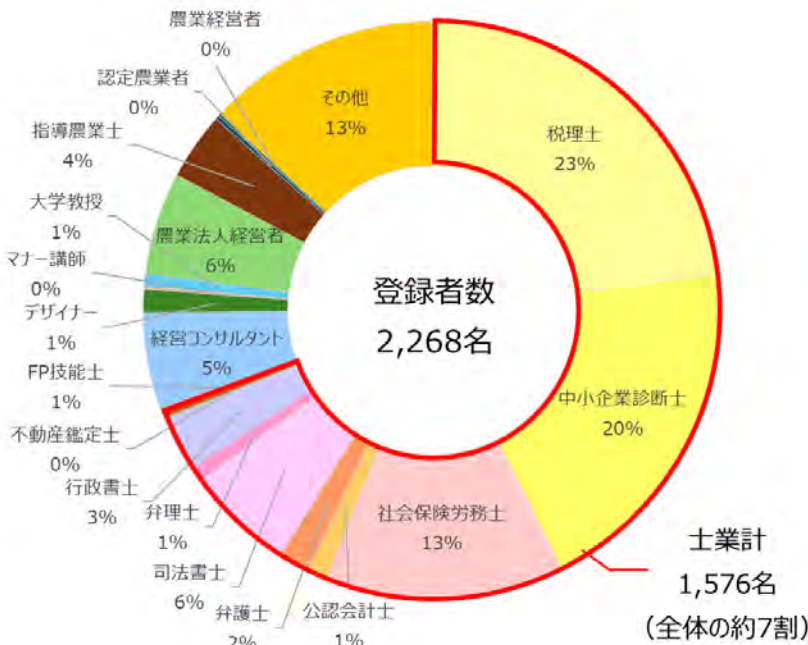
支援対象者数	
3,285名	うち専門家派遣あり
	1,674名

専門家派遣率：51.0%

経営相談の内容



専門家の登録状況

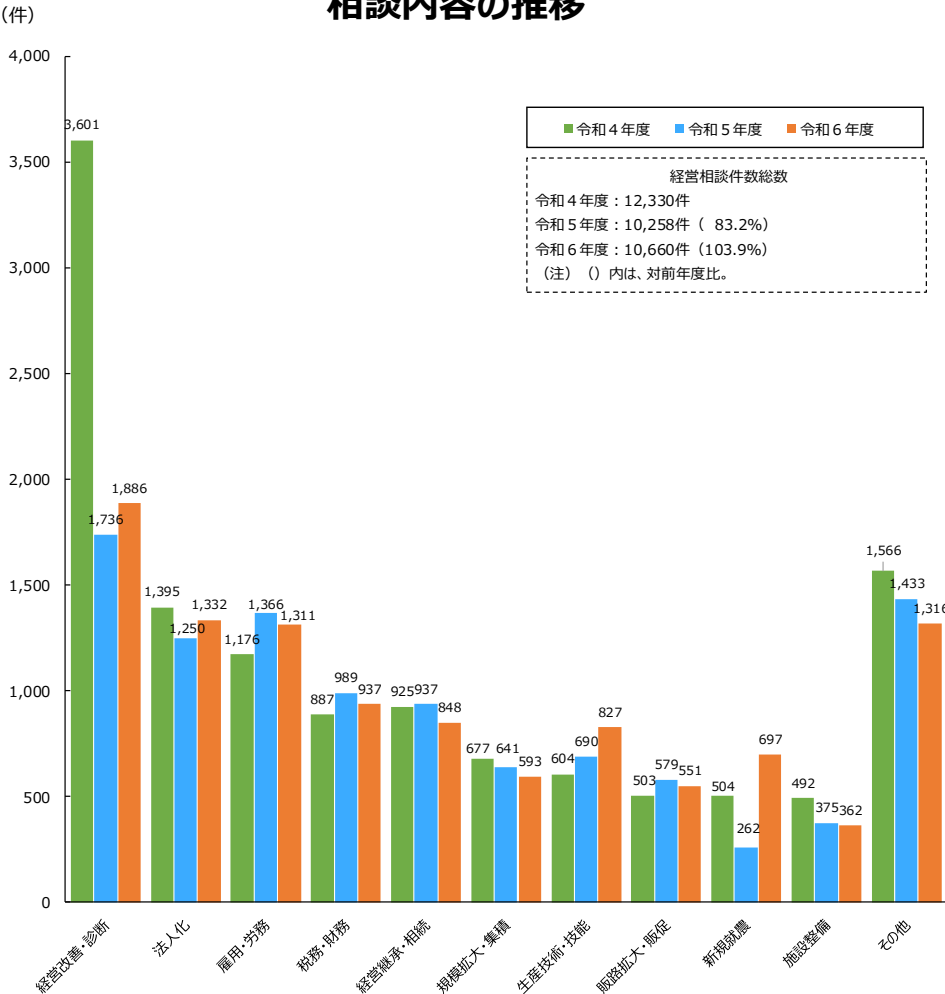


（資料）令和6年度農業経営者サポート事業事業完了報告書

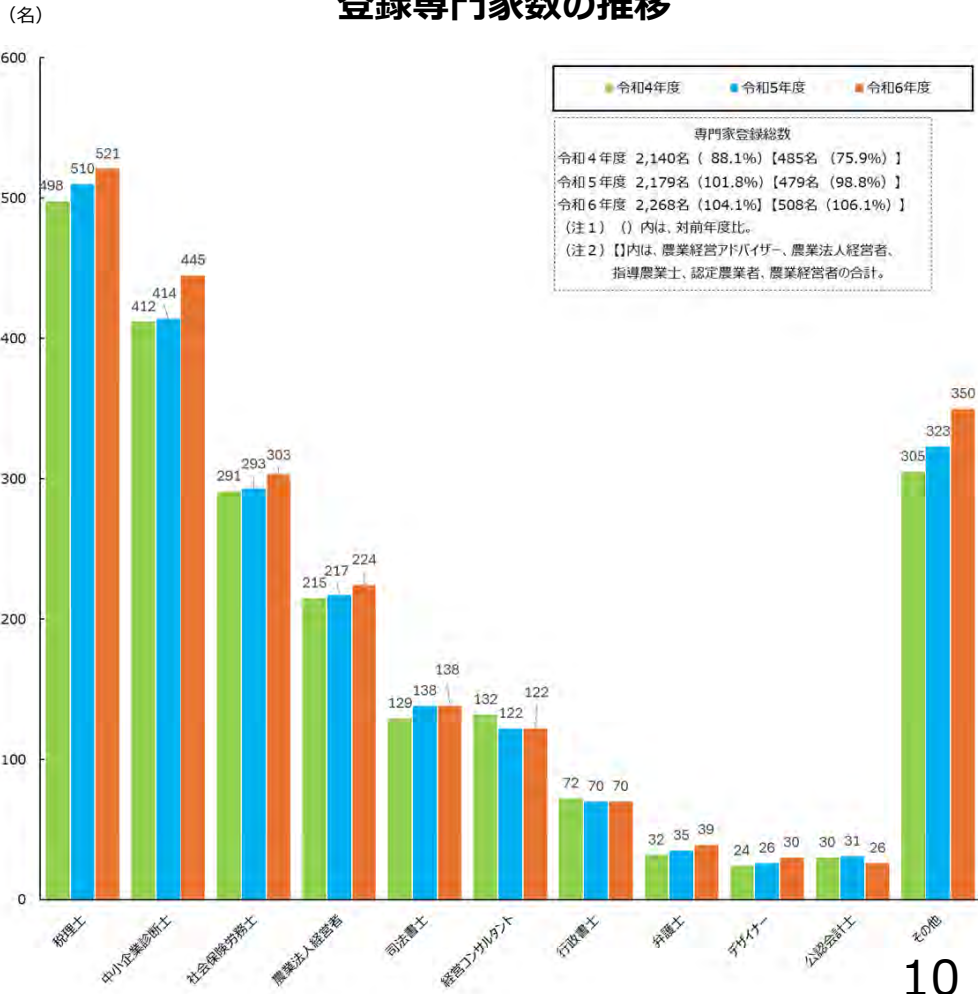
経営相談の内容と登録専門家数の推移

- 令和6年度における経営相談は、「経営改善・診断」が引き続き最多となっているが、資材高騰の影響が特に大きかった令和4年度から相談件数は減少している。また、「生産技術・技能」は令和4年度から3年連続で相談件数が増加している。
- 登録されている専門家は2,200名前後で推移しており、資格別では、令和3年度以降、税理士・中小企業診断士・社会保険労務士が全体の過半超を占めている状況となっている。

相談内容の推移



登録専門家数の推移



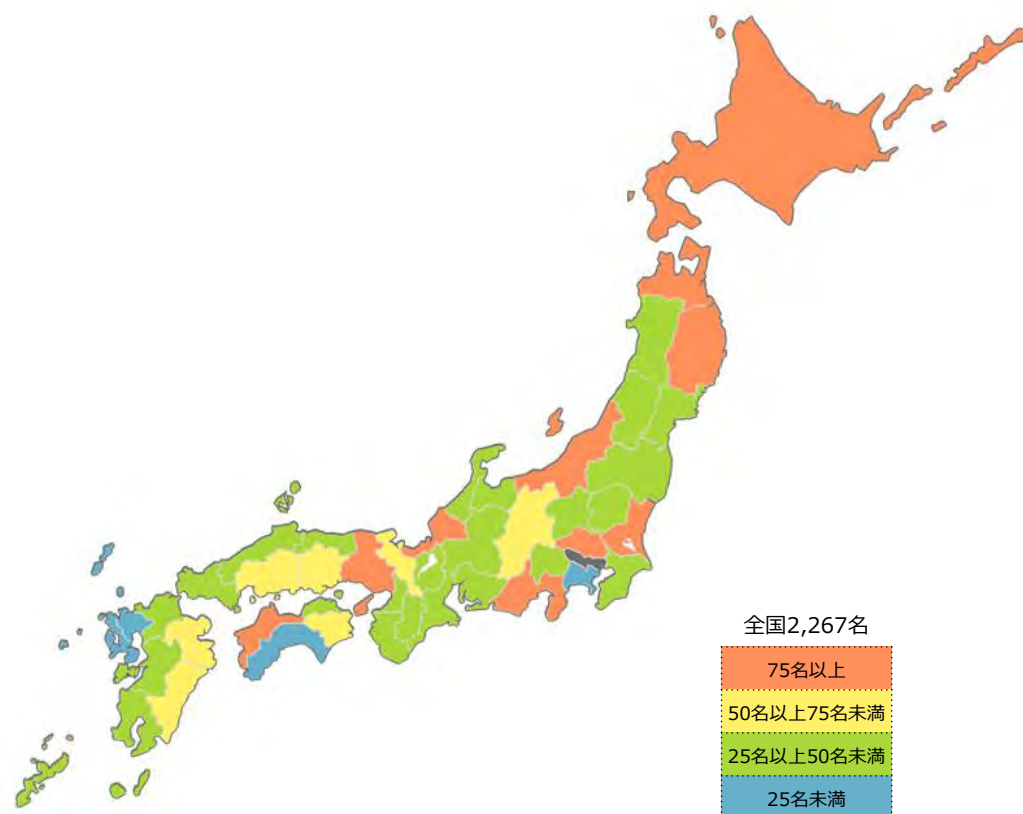
(資料) 令和6年度農業経営者サポート事業事業完了報告書

都道府県別の専門家登録状況（令和6年度）

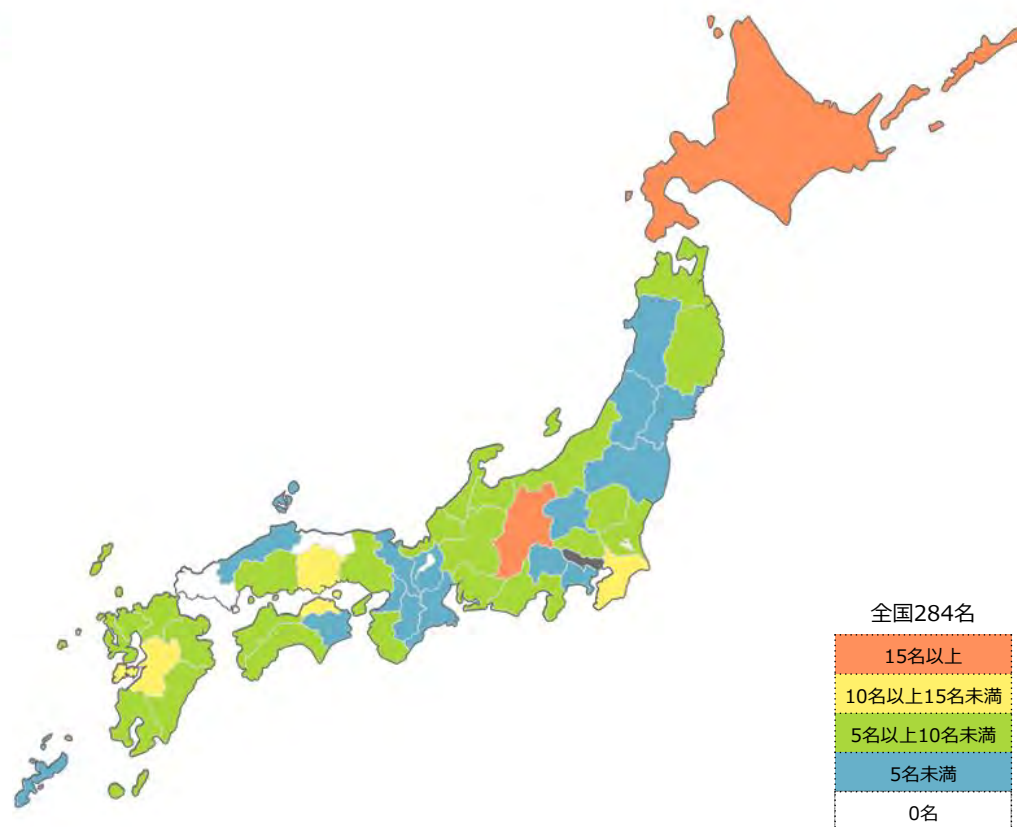
- 全国で2,267名の専門家の登録があり、最多の静岡県で110名の登録がある一方、最小の神奈川県では14名となっており、登録している専門家の層にバラつきがみられる。

また、専門家として登録している農業経営アドバイザーは、全国で284名、最多の北海道で24名の登録がある。

専門家の登録状況



うち農業経営アドバイザーの登録状況

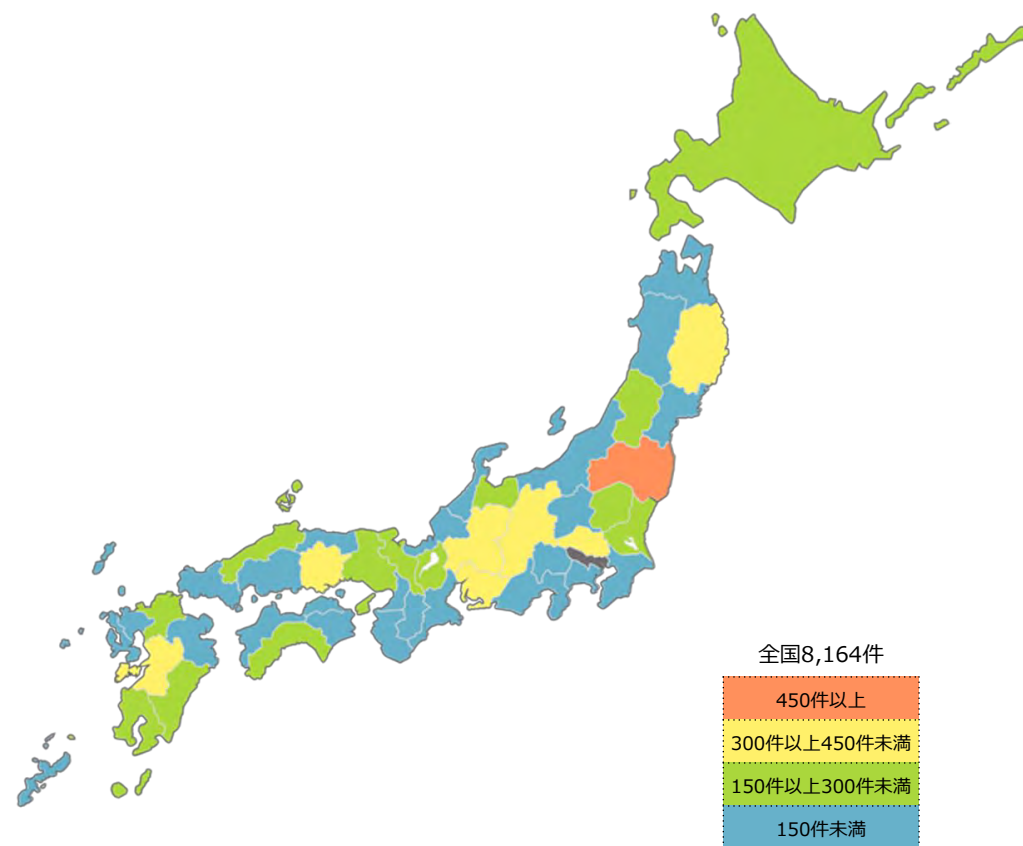


（注）農業経営アドバイザーとは、日本政策金融公庫の制度であり、農業の特性を理解している農業経営者から寄せられる幅広い要望に専門的かつ柔軟に対応して、経営発展を支援できる人材として認定を受けた者をいう。

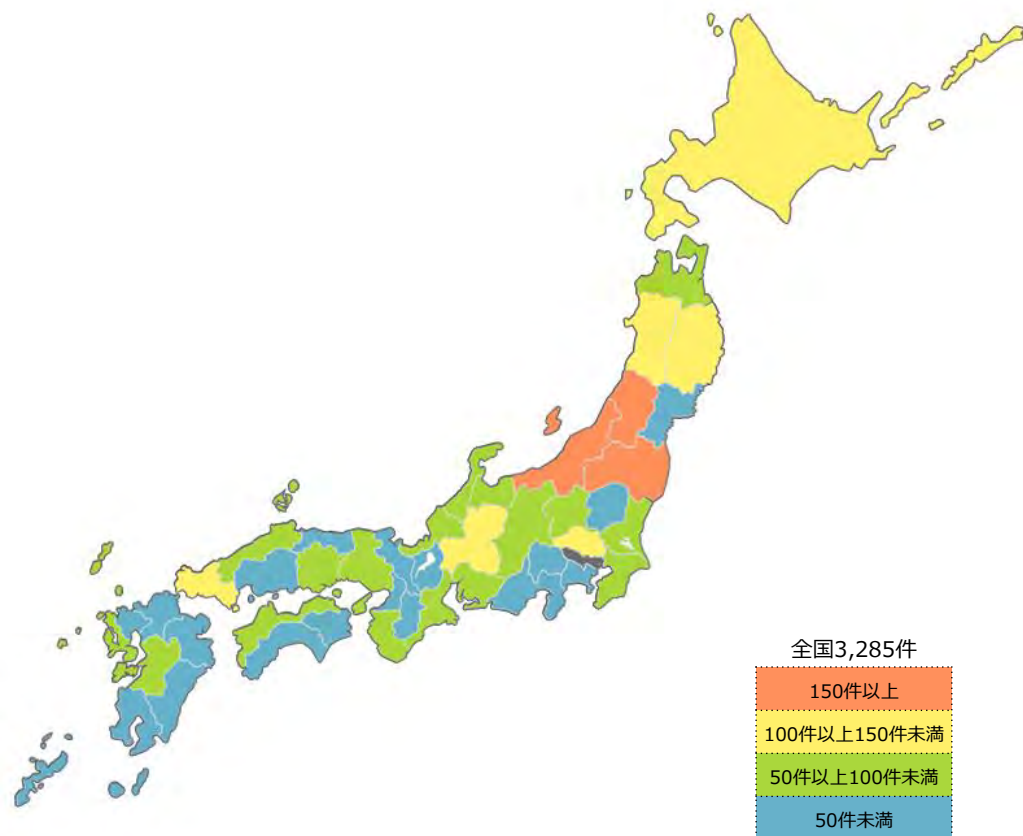
都道府県別の就農サポート・経営サポートの実施状況（令和6年度）

- 就農等を希望する者からの相談対応は、全国で8,164件となっており、最多の福島県は661件、最小の奈良県は4件となっている。
- 法人化や経営継承などの課題を有する農業者からの相談対応は、全国で3,285件となっており、最多の福島県は441件、最小の神奈川県は9件となっている。

就農サポートの実施状況



経営サポートの実施状況



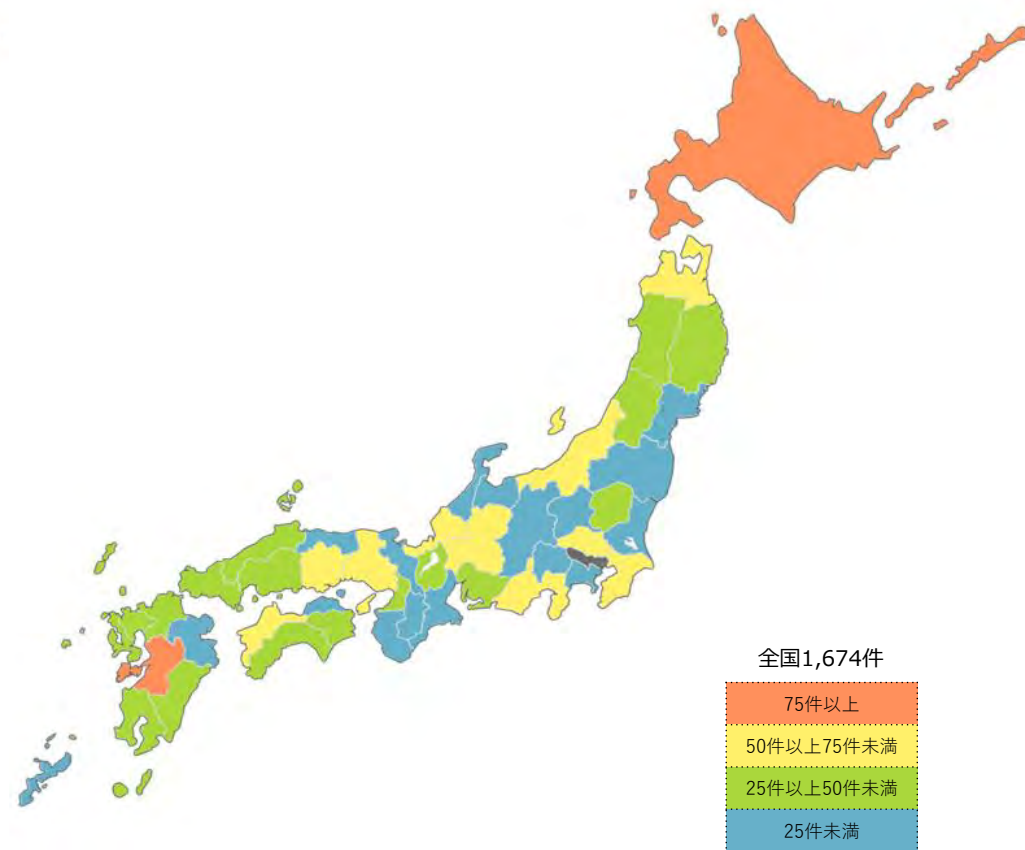
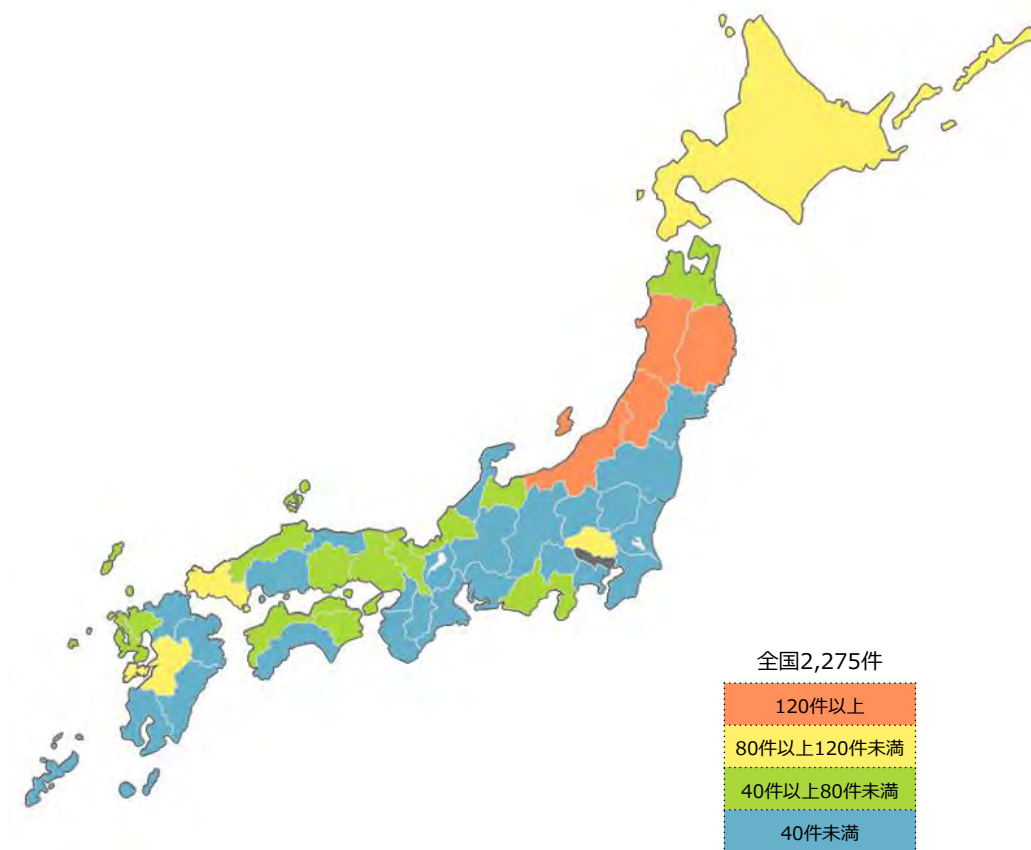
（注）就農サポート及び経営サポートの実施状況は、相談対応記録（相談カルテ）を作成した件数であり、補助事業や制度の説明など簡易な相談対応は含んでいない。
また、就農相談会や経営セミナー等のプロジェクト活動による実績を含んでいない。

都道府県別の経営サポート状況（令和6年度）

- 経営サポート活動の一環として経営資源・財務内容を分析する経営診断を全国で2,275件実施しており、最多の新潟県は115件、最小の和歌山県は7件となっており、各都道府県の実施状況にかなりの差異がみられる。
- この経営診断に基づき、中小企業診断士や税理士などの専門家を農業者へ派遣する支援については、全国で1,674件実施しており、農業者の課題が解決するまでフォローアップを行っている。

経営診断の実施状況

専門家派遣数



都道府県農業経営・就農支援センターにおける活動事例（令和5年度）

北海道農業経営・就農支援センター

主な相談内容：第1位 生産技術・技能（34.1%）
第2位 経営継承・相続（8.4%）
第3位 農業経営の法人化（7.9%）

支援実績：専門家派遣支援件数 108件

専門家登録数：80名

（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士 等）

特徴的な取組：

・企業の農業参入を支援

経営相談と就農相談の窓口に加え、農業参入を目指す企業向けの相談窓口を設置し、道内外からの農業参入企業に対して、（公財）北海道農業公社と連携して、相談対応や地域とのマッチング、HPでの情報発信などの参入支援を実施。

・農業支援サービス事業体の育成・確保

農業支援サービス事業体（農業者等から委託を受けて農作業を行う者）を育成・確保するため、従業員の定着・確保などの経営課題を有する農業支援サービス事業体に対して、社会保険労務士の派遣を行って働きやすい職場作りなどの支援を実施。



企業相談窓口作成の農業参入ハンドブック



専門家派遣の様子



個別相談の様子



セミナーの様子

奈良県農業経営・就農支援センター

主な相談内容：第1位 雇用・労務（17.4%）
経営改善・診断（17.4%）
第2位 農業経営の法人化（10.9%）
税務・財務（10.9%）

支援実績：専門家派遣支援件数 20件

専門家登録数：27名

（中小企業診断士、社会保険労務士、農業法人経営者 等）

特徴的な取組：

・商工系団体と連携した支援

伴走機関である奈良県商工会連合会と連携して、農業者とバイヤー企業との商談成立に向けた個別相談会を実施し、首都圏への販路拡大の支援を実施。こうした農商工連携の取組を推進するほか、専門家情報を共有するなどの協力を行っている。

・各種セミナーの開催を通じた意識改革

事業承継士による経営継承セミナーや経営改善を実施できる力を養成するワークショップの開催を通じ、農業者や市町村、農協などの農業関連団体が課題解決に取り組む意欲や意識を喚起するための取組を実施。

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）

<事業の内容>

1. 農業経営・就農サポート推進事業

425（414）百万円

都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農等の相談対応、就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
2. 経営発展・就農促進委託事業

145（90）百万円

農業者の経営管理能力の向上に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム、農業経営の法人化支援システム、円滑な第三者継承に必要なガイドラインの研究・開発等を行います。
3. 優良経営体表彰等事業

30（30）百万円

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

